

在日および訪日中の外国人患者様へ

1. 受付の際は必ずパスポートや写真付きの身分証のご提示をお願いいたします。
日本では、外国人観光客が医療費を支払わなかった場合、次回の入国審査が厳格化され入国が許可されない可能性があります。
2. 当院では、海外旅行保険会社への直接請求は行っておりません。
会計窓口にて全額実費でお支払い頂き、ご自身で払い戻し手続きをお願いいたします。
3. 当院での継続治療をご希望の方は、通院中の医療機関より、**診療情報提供書(紹介状)**を発行のうえ、ご持参いただいております 別紙参照:「外国語による紹介状をお持ちの患者様へ」
※診療情報提供書(紹介状)なしでの治療継続の受診はお受けできません。
※お薬の処方の方のみの対応はいたしかねますので、ご了承ください。
4. 紹介状の持参がなく当院を初診で受診される場合、保険診療とは別にご負担いただく費用がございます。別紙参照:「選定療養費について」
5. 救急外来では基本的に応急対応での診療となります。トリアージを行い、緊急性の高い患者様(救急車等)が優先となるため、診察の順番が前後する場合がございます。
検査や処方内容は医師の判断に基づいて行われ、必要最低限の処方(3日分)となります。
状況により待ち時間に変動もございます。予めご了承ください。
6. 救急外来では診断書の発行は行っておりません。
診断書が必要な方は、外来診療時間内に専門医を受診し、文書申込の手続きをお願いします。
※診療報酬明細書(1通のみ無料/日本語)の発行は可能です。翻訳は致しておりません。
2通以上発行する場合、1通につき再発行手数料として 550 円を請求致します。
7. 海外旅行保険会社へは、以下の書類(日本語)をご提出いただいております。
 - ① 診療報酬明細書(レセプト)
 - ② 領収書
 - ③ 診療明細書
8. 領収書内記載の氏名欄に不備(スペルミス等)がある場合は、別形式で再発行いたします。
お気軽にお申し出ください。
9. 領収書の再発行料金
受診月ごとに 550 円(税込)の手数料が発生いたします。